

28. 令和3年度から令和5年度における、環境清美工場の故障による焼却炉の稼働停止状況

環境部 環境清美工場

令和5年度 焼却炉停止期間(※8月末現在)



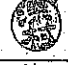
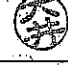



	1号炉	備考	2号炉	備考	3号炉	備考	4号炉	備考
故障(短期)	8日 (4回)	・サレンサー補修 (5/7~5/10) ・灰押故障(5/11~12、27、6/29)	17日 (6回)	・水冷ジャケット水漏れ(4/7~8) ・誘引基盤故障(5/7~17) ・灰押故障(5/11~12、27、6/29) ・1号クレーン故障(8/21~22)	4日 (3回)	・灰押故障(5/11~12、27、6/29)	8日 (4回)	・灰押故障(5/11~12、27、6/29) ・4号主灰出コンベア故障(8/18~21)
故障(長期)	-		-		80日~ 1回	・ガス冷却塔下シュート崩落 (6/12~)	-	

令和4年度 焼却炉停止期間

	1号炉	備考	2号炉	備考	3号炉	備考	4号炉	備考
故障(短期)	-		-		-		-	
故障(長期)	24日 (1回)	・空冷ボックス損傷(1/27~2/19)	-		-		38日 (1回)	・空冷ボックス損傷(2/3~3/12)

令和3年度 焼却炉停止期間

	1号炉	備考	2号炉	備考	3号炉	備考	4号炉	備考
故障(短期)	-		-		-		9日 (1回)	・ハグ用コンベア故障(8/12~8/20)
故障(長期)	84日 (1回)	・ガス冷却塔耐火物補修工事 (5/7~7/29)	-		41日 (1回)	・ハグ用コンベア故障(9/19~10/29)	-	

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <div style="text-align: center;"> <p>決</p> <p>2-2-19</p> <p>裁</p> </div> </div>		決裁区分	市長決裁				
保存区分	<input type="checkbox"/> 次々 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 3年	文書番号	第 号				
第1ガイド	新斎苑建設	施行	令和 年 月 日				
第2ガイド	新斎苑建設	決裁	令和 2 年 2 月 19 日				
個別ホルダー	設計・施工一括型工事	起案	令和 2 年 2 月 17 日				
開示区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示	先方の 文書	令和 年 月 日				
不開示区分	情報公開条例第7条第()号						
特定個人情報 (個人番号)	無 有 (取扱注意)						
宛先	村本建設グループ	発信者名	<input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 部 <input type="checkbox"/> 課			
件名	新斎苑等整備運営事業 火葬炉燃料の変更について						
上記のことについて 別紙裏面 のように 変 更 してよろしいか。							
決裁欄	市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐・主査	
							
	主任		課内				
起案者 新斎苑建設推進課 氏名 南川 憲一郎  連絡先 (2088)							
合議							
施行上の取扱い			文書審査	公印審査			
至急、秘密、重要、市長署名、例規、公報登載、しみんだより掲載、公印省略、郵便(普通・書留・速達・内容証明・配達証明)、LPWAN文書、ファクシミリ、電子メール、その他()							

<p>新斎苑等整備運営事業につきましては、事業者である村本建設グループが施設の建築設計を行っているところです。その中で、村本建設グループより火葬炉の燃料について同グループが当初提案しておりました灯油からLPガスに変更したいと申し出を受けました。</p> <p>火葬炉の燃料につきましては、事業者募集時の要求水準書において灯油を想定しつつも、事業者において最適と判断したものを提案することを要求した結果、事業者から灯油での提案を受けた経緯があります。</p> <p>この度、下記理由によりLPガスへの変更の提案を受けたことに伴い、火葬炉燃料の変更をしてよろしいか伺います。</p>
記
<p>燃料(変更前) : 灯油</p> <p>燃料(変更後) : LPガス</p> <p>変更理由 : ①環境面が灯油よりも優れている</p> <p style="padding-left: 20px;">②大規模災害時においても復旧が灯油よりも早い</p> <p style="padding-left: 20px;">③火葬炉工事費の増額分は事業者負担するとともに、燃料費についても奈良市LPガス販売商業協同組合とLPガス単価に関する契約を締結し安定的なコストが実現できる</p>

変更理由について

1. 市がLPガスに変更するメリット

①環境面が灯油よりも優れている

→LPガスは化石エネルギーの中でも、二酸化炭素(CO₂)の排出量が少なく、環境に悪影響を与える硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、浮遊性粒子状物質(SPM)をほとんど出さないクリーンエネルギーである。

また、消費段階でも、石炭、石油に比べて環境負荷が小さいエネルギーであり、更に、採掘から消費までの全過程でのCO₂排出量が少ないエネルギーである。

LPガスの燃焼時のCO₂排出係数は、原油を1とした場合指数換算で0.86となり、ガソリンや灯油などの石油製品と比べて約10%少なくなっており、LNGを含めた化石燃料の中でもトップクラスの環境性能を持つ。生産・輸送段階での排出量も含めた場合は、石油を1とした場合指数換算で0.89となり、都市ガスやLNGとほぼ同等の低い排出量となる。

各燃料の燃焼に伴うCO₂排出係数

	燃焼排出係数 (t-CO ₂ /TJ)	指数
石炭 (一般炭)	24.42	1.29
A重油	19.32	1.02
原油	19.00	1.00
ガソリン	18.72	0.99
灯油	18.71	0.98
LPガス	16.38	0.86
都市ガス	13.80	0.73

(出典：総合エネルギー統計)

②大規模災害時においても復旧が灯油よりも早い

→LPガスは、電力などを介さずに自立稼働可能な分散型エネルギーであり、災害で電力供給が途絶えたときでも、十分に力を発揮できる。また、LPガスは都市ガスや電力などの系統供給とは異なり、容器に充填したLPガスを各施設に配送をする「分散型」供給となる。これにより、配管など供給設備の点検も短時間で済み、災害発生時にガスの供給が遮断された場合も、個別に調査・点検を行うことで都市ガスや系統電力に比べて相対的に早く復旧させることができる。

一方、灯油と比較した場合、配送と保存方法が異なる。LPガスは、小規模なガスボンベで配送することで安定した供給ができることに加え、バルクローリー車(8トン未満)を備える拠点が奈良市内で4カ所あり、灯油に比べ配送網が整備されている。

保存についても灯油が半年で劣化が始まり、長期保存に向きでないのに対し、LPガスには品質劣化や腐食を腐食させてしまうなどのリスクがなく、長期保存が可能である。

配送と貯蔵に優れたLPガスは大規模災害時における安定的な供給や利用が可能となる。

③イニシャルコストおよび燃料のランニングコスト

→料金の幅が広いLPガスは同じ地域内でも火葬場の規模や火葬数によって基本料金や単価が異なるものの、一般的に灯油の燃料費が安い。

本事業では、奈良市プロパンガス販売商業協同組合よりLPガス単価に関する提案を受けており、輸入価格の変動を計算し、大型バルク供給並びに大量消費により料金が灯油より安価になるよう剪める契約を締結することでランニングコストの維持を図る。

また、気化装置の追加や燃料用バーナーの変更に伴うイニシャルコストの増額分約950万円については、事業者及び奈良市プロパンガス販売商業協同組合で協議・対応することから、市の追加支出は発生しない。

2. 事業者がLPガスに変更するメリット

①有資格者設置義務の緩和

→燃料が灯油でもLPガスでも所轄の消防署へ届出を行う必要があるが、灯油は6㎥以上の貯蓄の場合、危険物取扱責任者(乙四)設置が義務づけられているのに対し、LPガスは10トン未満の貯蓄は無資格で貯留が可能である。

参考資料

火葬炉燃料の変更について

奈良市基本計画の懸念

奈良市新斎苑基本計画（平成 28 年 11 月）において提示する灯油採用理由に対し、以下のとおり整理する。

①灯油はL P ガスに比べ、配管・火葬炉の配置がコンパクトにできること

→気化装置の装着を必要とするものの、配管並びに火葬炉の配置は灯油と同等に設置することができる。

②灯油はL P ガスに比べ、漏洩時の危険度が小さいこと

→灯油とL P ガスともに防油堤の中に燃料タンクを設置することから、外部に漏れる心配はない。その上で、L P ガスは気化した後に各火葬炉設備へ供給する途中でガス漏れがあった場合、ガス漏れ検知によって安全制御が作動し、火葬炉の運転は停止する。

ガスが空気より比重が重いので、鎮内が発火温度になることはなく、漏洩により爆発する危険性は灯油と同じく極めて低いと言える。

③灯油はL P ガスに比べ、燃料費が安い

→料金の幅が広いL P ガスは同じ地域内でも火葬場の規模や火葬数によって基本料金や単価が異なるものの、一般的に灯油の燃料費が安い。

本事業では、奈良市プロパンガス販売商業協同組合よりL P ガス単価に関する提案を受けており、輸入価格の変動を計算し、料金が灯油より安価になるよう努める契約を締結することでランニングコストの維持を図る。

また、気化装置の追加や燃料用バーナーの変更に伴うイニシャルコストの増額分約 950 万円については、事業者及び奈良市プロパンガス販売商業協同組合で協議・対応することから、市の追加支出は発生しない。

4.1.5 火葬炉の燃料の検討

現在、火葬炉に使用される燃料としては、液体燃料として灯油、重油、気体燃料として都市ガス、L P ガスの4種類が主に使用されています。重油については、環境面から利用が少なくなっており、また本計画地は、都市ガスが未整備区域となっているため使用する燃料は、灯油かL P ガスとなります。

L P ガスと灯油を比較すると以下のとおりとなっています。

L P ガスは、灯油と比べ硫黄酸化物の発生が無いことや二酸化炭素の発生が少ないなど環境面ではメリットがあります。一方、①灯油はL P ガスに比べ、配管・火葬炉の配置がコンパクトにできること、②漏洩時の危険度が小さいこと、③燃料費が安い等のメリットがあります。

本施設では、火葬炉が地下に設置されることになり、安全性の確保に特に留意する必要があります。こと等も考慮し、本事業においては、灯油を採用することとします。

表 4-9 火葬炉の燃料の比較

	灯油	L P ガス
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> 液体を霧化し、燃焼させ燃焼させる ガスに比べ燃焼効率が低い 電磁弁などの機器のサイズがコンパクト 	<ul style="list-style-type: none"> 気体燃料のため燃焼効率が低い 比重が重く漏洩した場合低い場所に滞留 バーナーまでの配管は安全機器が多く、配管が複雑となり広いスペースが必要
設 備	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリ等で輸送 専用貯蔵タンクに貯留 配管工事費、安全装置機器等のコストが低い 	<ul style="list-style-type: none"> タンクローリ等で輸送 専用貯蔵タンクに貯留 配管工事費、安全装置費の他電気工事費のコストが高い
危険性	<ul style="list-style-type: none"> 火葬炉内の漏れは爆発や酸欠の危険性がある 配管からの燃料漏れは発見が容易 	<ul style="list-style-type: none"> 漏れによる爆発や酸欠の危険性がある（漏れたガスは下部に滞留する） 気体のため漏れの場所が特定しにくく、ガス漏れ防止対策が必要となる
供 給	<ul style="list-style-type: none"> 安定供給可能 	<ul style="list-style-type: none"> 安定供給可能
コスト	<ul style="list-style-type: none"> 価格変動を受けやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 価格変動が安定 灯油に比べL P ガスは価格が高い

燃料タンクの設置や危険物の取扱いなどについては、消防法に基づく許可など事前に必要な手続きがあります。

燃料タンク容量は火葬件数を考慮し、10日～14日程度の消費量を確保することが望ましいと考えられています。また、災害時には、24時間稼働で3日間稼働可能な燃料の確保を実施している事例もあります。

非常用電源、燃料の供給形態や大規模災害時などを考慮し、今後、燃料タンクの容量を決定していきます。

打 合 簿

		文書番号	— —
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和2年2月2日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工 事 名	奈良市新斎苑等整備運営事業 設計・施工一括型工事		
業 務	<input checked="" type="checkbox"/> 工事 <input checked="" type="checkbox"/> 建築設計 <input type="checkbox"/> 土木設計		
(件名)	建設業務 火葬炉設備燃料について		
(内容)	火葬炉設備燃料について、灯油を提案していましたが、地元企業からの提案もあり、LPガスに変更したく資料を添えて提出致します。		
(添付書類)	火葬炉設備燃料資料		
処 理	発 注	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 別紙参照 <input type="checkbox"/> その他。 ・提案書に記載された灯油燃料火葬設備と同等以上の品質・性能等を有するLPガス火葬炉設備を準備すること。 ・LPガス火葬炉設備変更に伴う設計・施工等整備に係る費用は発注者が負担すること。	
	受 注	平成 2 年 2 月 19 日 令和	
回 答	発 注	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 別紙参照 <input type="checkbox"/> その他	
	受 注	令和 年 月 日	

奈良市新斎苑 火葬炉燃料変更の提案書

当初提案では、火葬炉燃料に灯油を選定しておりましたが、LPガスに変更したく提案致します。

変更理由

- ・燃料の違いにより、火葬炉設備の性能や機能が変わる事はありませんが、環境負荷を考えますとLPガスが優れております。
- ・現在、ランニングコストはほぼ同等と考えられますが、LPガスは大量消費の場合安くなります。
- ・LPガスの場合、緊急時や災害時に地元の奈良市プロパンガス販売商業協同組合が迅速に対応して頂けます。

比較表

	灯油	LPガス
燃焼特性	<ul style="list-style-type: none"> ・液体を霧化し、燃焼させる ・熱効率率はLPガスと比べると低い ・機器はLPガス設備と大差無 ・火葬炉設備制御機器は標準機器で可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・常温状態では気体である ・容器(貯槽)内では液体である ・熱効率率は灯油と比べると高い ・機器は灯油設備と大差無 ・火葬炉設備機器は機密性の高い機器が必要
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地上若しくは地下タンクにて貯留 ・専用タンクローリーにて輸送供給 ・配管工事は液体(圧力は低い) ・配管の漏れに関しては目視点検 ・機器の安全装置は基準有 ・燃料のサブタンク設備が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上若しくは地下バルク貯槽にて貯留 ・専用タンクローリーにて輸送供給 ・配管工事は気体(中圧、高圧と低圧の間) ・緊急遮断弁とガス漏警報器連動(法的基準) ・機器の安全装置は基準有 ・燃料気化装置が必要
危険上	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料漏れの場合、爆発の危険性は極めて低い ・露出配管の漏れ発見は容易であるが、隠蔽(埋設等)配管は発見が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料漏れの場合、爆発の危険性は極めて低い ・露出配管の漏れ発見は容易であるが、隠蔽(埋設等)配管の発見は流量監視装置にて監視は可能
供給	<ul style="list-style-type: none"> ・安定供給が可能 ・大規模災害時、供給不可の可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定供給が可能 ・大規模災害時においても安定供給
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動が大きい ・価格変動の時期が短い(最短2日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・価格変動が大きい ・価格変動の時期は長い(最短1ヶ月) ・価格は大量消費の場合、安くなる
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料の確保が必要になる可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時はユニットにてLPガス供給が可能
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・長期貯留の場合、品質変化有 	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素の排出、煤煙発生は皆無 ・長期貯留の場合であっても、品質変化無 ・輸送供給回数が灯油より少ない

課長	課長補佐	監督員	統括管理責任者	統括業務担当者(設計建設)	現場代理人	管理技術者(建築設計)	管理技術者(土木設計)

参考回答

- 別施設の傾向（以前、灯油を使用した施設が多いと聞いていた）
 - 全国的な事例からすると灯油の施設が多いです。
 - 都市部ですと都市ガス等のインフラ整備に準じて都市ガスを使用する事が多いですが、火葬場の場合4基程度の小規模な施設が多く、燃料使用量が多くないことからLPGはコストアップになります。
 - 予算安定化と言うことで灯油が一般的に使用されています。
 - しかし、基数が10基以上になる施設では、使用量が多くなるため、LPG単価を安く契約できます。

- 数的に明確化
 - LPガス 輸送供給回数が灯油より少ない（想定で、輸送回数は何日に1回程度でしょうか）
 - 4t車にて納入とすれば、灯油5回に対してLPガス4回程度となる。





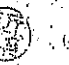



- 灯油の場合、煤煙発生は条件により有と記載しましたが、今回の提案でも起こるのでしょうか。
 - ばい煙は煙が発生すると煤塵として排出されます。
 - 火葬炉設備では2次燃焼及びバグフィルターにて煤塵除去されますので問題はありません。（公害基準値以下と言うことです）

- 灯油の場合、硫黄酸化物の発生が有と記載しましたが、どのような場合に起こるのでしょうか。
 - 硫黄酸化物（SOX）は石化燃料に含まれます。
 - 燃焼することで化学反応して発生します。火葬炉では基準値以下に遵守するような2次燃焼を設けて対処しています。

- 危険性について、輸送中、貯蔵中はどのような危険が考えられるでしょうか。
 - 双方ともに輸送中の危険性はきわめて少ないです。
 - 貯蔵中は双方ともに液体で発火温度が高く、爆発等の危険性は少ないです。
 - LPガスは使用するとき気化させますので、ガス漏れ等が発生してもすぐに爆発するような危険性は少ないです。

31 旅立ちの杜の火葬炉燃料の契約書

市民部 斎苑管理課

保存期間	3年	決裁区分	市長決裁				
收受日		文書番号					
起案日	令和4年11月1日	公印	不要				
決裁日	11.1	起案者	斎苑管理課				
施行日			係長級 南川 憲一				
処理期限			(電話番号: 内 2683)				
発信元文書の日付		議会提案	なし				
分類	D-2-5						
簿冊名	光熱水・燃料						
あて先							
件名	火葬炉燃料供給契約の変更契約について						
決裁・合議	市長	副市長	部長	次長	課長	課長補佐	係員
							
公印使用承認							
<p>伺い文</p> <p>「奈良市斎苑「旅立ちの杜」火葬炉燃料はプロパンガスを使用しています。この度、世界的な原油高騰等を背景に、火葬場燃料供給契約書（以下、「供給契約」という。）を締結している奈良市プロパンガス販売商業協同組合（以下、「受注者」という。）から供給契約第10条に基づき、別紙要望書を受けました。</p> <p>火葬炉燃料（プロパンガス）の納入価格については、供給契約第3条第1項において、「受注者の最善の努力にて灯油価格より安価な燃料価格を決定する」としており、同様の火力（カロリー）を生じる灯油価格以下とすることを定めています。また、一般的なプロパンガス供給契約で設定される基本料金や管理費を設けず、経済情勢の影響を受けやすい従</p>							

量価格のみを設定しています。

今般、2008年9月以来、約14年ぶりの高騰が続く原油に対し、補助金が灯油については適用される一方で、プロパンガスは従量料金や管理費の設定により経済情勢の影響を受けにくいとして、適用から除外されています。

これまで、補助金適用後の灯油価格とプロパンガスの差額については、受注者が損失を被る形で燃料供給を受けてきましたが、①補助金額の高騰が継続され受注者の損失を拡大していること（10月20日時点 灯油補助金額37.8円）、②契約締結時からドル高円安が進んでいること（2月:115円→10月:160円）、は受注者の財務状況に深刻な影響を与え、今後この傾向が続くと、円滑な火葬炉燃料の供給を受けられなくなるおそれがあります。

そこで、今後の対応として、補助金の上限引き上げは、契約締結後において、経済情勢の変動その他の予期することができない特別な事情が発生したものと、令和4年度補助金対象期間については、契約締結時点から適用のあった「6円」を超過する補助金額について、その負担を市と受注者が折半し各々2分の1ずつ負担するものとして計算した灯油価格を基準として、プロパンガス納入価格を定める。なお、上記補助対象期間が延長された場合、この方法を延長する。

つきましては、別紙のとおり受注者と変更契約を締結してよろしいか伺います。

火葬場燃料供給変更契約書

令和4年6月6日

令和4年2月1日付けで奈良市（以下「甲」という。）と奈良市プロパンガス販売商業協同組合（以下「乙」という。）との間で締結した火葬場燃料供給契約書（以下「原契約書」という。）の一部を次のように変更する契約を締結する。

（従量料金）

第3条 原契約書に追加

- 令和4年度経済産業省資源エネルギー庁「燃料油価格激変緩和補助金」（以下、「補助金」という。）対象期間については、原契約書締結時点から適用のあった「5円」を超過する補助金額について、その負担を甲と乙が折半し各々2分の1ずつ負担するものとして計算した灯油価格を基準として、単価を算出する。なお、上記補助対象期間が延長された場合、この算出方法を延長する。
- 前項の効力発生は、令和4年10月納入価格より適用するものとする。
- 第4項の補助金の対象期間を除く内容変更並びにこれに類する補助金が発生した場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この変更契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年11月1日

甲 住所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

氏名 奈良市
奈良市長 仲川 元庸



乙 住所 奈良市今市町46番地の1

氏名 奈良市プロパンガス販売商業協同組合
代表理事 福井 清紀

奈良市長 仲川元庸 殿

奈良市プロパンガス販売商業協同組合
理事長 福井清紀

奈良市斎苑 旅立ちの社のLPガス供給価格についての要望書

昨今、ニューヨーク原油先物市場において、原油価格の代表的指標であるWTIが1バレル120ドルを推移するなど高止まりの状況が続いております。世界的な脱炭素化の流れの加速による化石燃料への投資の低迷、コロナ禍以降の世界的な石油在庫の減産していた中で、コロナ終息に向かう兆しに伴い原油の需要が一気に拡大していること、主要産油国のロシアが2月24日にウクライナへの軍事侵攻を開始したことを機に、各国からの経済制裁によってロシアの原油が市場に出回らなくなることが懸念され、需要過多による原油価格の上昇が急騰しているところです。

こうした原油価格の現状や展望から石油関連商材が高騰しており、政府より燃料油価格激変緩和補助金が令和4年度上半期中を目途に一部の商材を対象に支給されました。しかしながら同様の石油関連商材であるLPガスには一切の補助金が出ておりません。

令和4年2月1日付で締結した火葬場燃料供給契約において、奈良市斎苑 旅立ちの社の火葬炉燃料については、一般的なLPガス小売価格にある基本料金や管理費等を設定せず、サウジアラビアや北米産のLPガス取引価格等を直接的に納入価格に反映していることに加え、灯油とLPガスを熱量比較して灯油よりも優位なLPガス納入価格を算出しておりますが、政府の片手落ち補助金制度により、契約上のLPガス価格優位を担保するためには、政府の灯油補助金により発生している納入価格の差額を当組合が補填する必要があると、組合の利益確保はもちろん、赤字計上する事態となっております。この赤字損失が続くと組合の存続も危うい状況となっております。

つきましては、令和4年度補助金対象期間におけるLPガスの納入価格について、火葬場燃料供給契約第10条の協議をお願い申し上げます。



		決裁区分	課長専決		
保存区分	<input type="checkbox"/> 永久 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 3年		文書番号	第 号	
第1ガイド	墓地 火葬場		施行	令和 年 月 日	
第2ガイド	火葬場		決裁	令和 年 月 / 日	
個別ホルダー	火葬炉燃料		起案	令和 年 月 / 日	
開示区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示		先方の 文書	令和 年 月 日	
不開示区分	情報公開条例第7条第()号				
特定個人情報 (個人番号)	無 有 (取扱注意)				
宛先 奈良市プロパンガス販売商業協同組合			発信者名 <input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 部 <input type="checkbox"/> 課		
件名 奈良市火葬場 火葬炉燃料供給契約について					
上記のことについて 別紙 のように 締 結 してよろしいか。 裏面 します。					
決裁欄	市長		副市長		部長
	次長		課長		課長補佐・主査
係長・主任		課内		起案者 斎苑管理課 氏名 南川 繁一郎 連絡先 (2682)	
合議					
施行上の取扱い			文書審査	公印審査	
至急、秘密、重要、市長署名、例規、公報登載、しみんだより掲載、公印省略、郵便(普通・書留・速達・内容証明・配達証明)、LOWAN文書、ファクシミリ、電子メール、その他()				公印承認 認務済	

奈良市起案用紙

新斎苑の火葬炉の燃料につきましては、奈良市プロパンガス販売商業協同組合から見積もりを徴取したところ、予定価格の範囲内であったことから地方自治法第284条の3に基づく長期継続契約として、随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)による契約を締結してよろしいか伺います。

火葬場燃料供給契約書 (抜粋)

(1) 燃料価格の決定

第3条第1項 使用料を計量する燃料の単価については、原料費調整制度にて計算し、輸入価格に変動が生じた場合、毎月価格を変動させ^①、受注者の最善の努力にて灯油価格より安価な価格を決定する^②。

この条文では、次の2点を規定します

- ①一般的なプロパンガスの供給契約と異なり、海外情勢の変動等の不測の事態発生に対する緩衝材となる基本料金を設定せず、従量料金のみとする。
- ②受注者の最善の努力にて灯油価格より安価な燃料価格を決定する。

(2) 予期することができない特別な事情がある場合の価格変更

上記のとおり価格決定を行うことを原則とする一方で、経済情勢の変動その他の予期することができない特別な事情がある場合については、発注者・受注者が協議し価格を変更する規定を置いています。

第10条 この契約の締結後において、経済情勢の変動その他の予期することができない特別な事情により契約単価又は価格が著しく不適当であると認められたときは、発注者と受注者とが協議し、契約単価又は価格を変更することができる。



火葬場燃料供給契約書 (長期継続契約)

奈良市 (以下「発注者」という。) と奈良市プロパンガス販売商業協同組合 (以下「受注者」という。) とは、奈良市火葬場「奈良市斎苑 旅立ちの杜」(奈良市横井町924番11)の火葬炉燃料であるプロパンガス (以下「燃料」という。) の供給について次のとおり契約を締結する。

(契約期間)

第1条 契約期間は、令和4年8月1日から令和19年3月31日までとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約とする。

(契約保証金)

第2条 契約保証金は、奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第23条第2項第7号の規定により、その全額を免除する。

(従量料金)

第3条 使用料を計量する燃料の単価については、原料費調整制度にて計算し、輸入価格に変動が生じた場合、毎月価格を変動させ、受注者の最善の努力にて灯油価格より安価な燃料価格を決定する。

- 2 前項の従量料金は、各月においてプロパンガス価格が灯油価格を上回った場合は、当該月において価格調整を行う事とする。
- 3 燃料の単価算出については別紙1に定めるとおりとする。

(処理の方法)

第4条 受注者は契約期間中、発注者の指示に従い、指定された期日までに、指定された場所へ運搬により燃料を納入し、納品書を提出しなければならない。

- 2 受注者は、燃料を納入する際、発注者の検査を受けなければならない。
- 3 前項の検査に合格した場合は、発注者は、引渡しを受けるものとする。

(危険負担)

第5条 前条第3項の引渡しを受ける前に生じた燃料の亡失、損傷等はすべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第6条 納入された燃料が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)である場合は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、発注者は、その指定する方法による追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、民法(明治29年法律第89号)第562条第1項ただし書きの規定は、適用しない。
- 3 発注者は、第1項に規定する場合において、その選択により同項の追完を請求することなく、かつ、催告なしに、売買代金の減額を請求することができる。
- 4 発注者は、種類又は品質に関する契約不適合がある場合は、引渡しの完了後1年以内に通知するものとする。

(使用数量の確認及び契約代金の支払い)

第7条 受注者は、毎月末日に当該月に納入した燃料数量を集計し、発注者の確認を受けるものとする。

2 受注者は、第3条の従量料金の規定による契約単価及び前項の規定により発注者が確認した数量により計算した額の合計額にこれに対する消費税及び地方消費税の額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を発注者に対し書面により請求するものとする。

3 発注者は、前項の規定による適法な請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に契約代金を受注者に支払うものとする。

（履行遅延に対する損害賠償金等）

第8条 受注者の責めに帰する理由により、納入期限までに燃料を納入できないときは、受注者は、発注者に対して、損害金を支払うものとする。

2 前項の損害金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額が千円未満であるときは、この限りではない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第7条の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された率）の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

（契約内容の変更等）

第9条 発注者は、必要があるときは、契約内容を変更し、又は燃料の納入を中止することができる。この場合において、契約単価又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事業の変更）

第10条 この契約の締結後において、経済情勢の変動その他の予期することのできない特別な事情により契約単価又は価格が著しく不相当であると認められたときは、発注者と受注者が協議し、契約単価又は価格を変更することができる。

（関係法令等の遵守）

第11条 受注者は、この契約の履行上関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第12条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（秘密の保持）

第13条 受注者は、この契約の履行上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。契約期間が満了し、又は解除された場合も同様とする。

（損害賠償）

第14条 受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行上、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除等）

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の

催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、納入期限又は変更納入期限内に燃料を完納しないとき。

(2) 検査又は監督に際し、発注者の指示に従わないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約を解除した場合において、既納燃料があるときは、発注者はその代価を支払って、当該燃料の全部又は一部をその所有とすることができる。

（発注者の催告によらない解除等）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 受注者が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、

- 発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (10) この契約に基づく検査若しくは監督に際し発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (11) 燃料の完納が不能である又はそのことが明らかに認められるとき。
- (12) 燃料の完納を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (13) 燃料の一部の納入を拒絶する意思を明確に示した場合又は燃料の一部の納入が不能である場合において、既に納入された燃料のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (14) 特定の日時又は一定の期間内に燃料を納入しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に納入しないとき。
- (15) 前各号に掲げる場合のほか、燃料の納入その他の債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかとなるとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。
- 3 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。
- 4 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 5 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号、及び第12号に該当するものとみなす。
- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合 同法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合 同法の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合 同法に規定する再生債務者等
- （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第17条 第15条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （受注者の催告による解除等）
- 第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によつての履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- （受注者の催告によらない解除等）
- 第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者は、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により、契約単価に予定数量を乗じて得た額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条の規定により、中止の期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。
- （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第20条 第15条第1項又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （予算の減額等による契約の変更等）
- 第21条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者に損害の賠償を請求することができる。
- 3 前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- （管轄裁判所）
- 第22条 この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- （補則）
- 第23条 受注者は、この契約に定めるほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び奈良市契約規則を遵守しなければならない。
- 2 この契約について、疑義があるとき及びこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

この契約の締結の証するため、本契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年2月/日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川

受注者 奈良市今市町4番地の1

奈良市プロパンガス販売商業協同組合

代表理事 福井清紀



LPGガス納入価格【令和 年 月 度】

前月CP	当月CP	当月平均消費 プレート数 (円/月)	5月平均消費 (円/月)	調整率 (円/月)
		ME (MJ/m ³) × 消費量 × 0.85		
当月合成CP (円/月)				

当月合成CP × 70% + MB (当月平均合計) × 30% = 当月適用CP/MB合成価格

当月適用CP/MB合成価格 × 当月平均消費 (円/月) + プレート数平均 (円/月) = 当月価格 (円/月)

当月価格 (円/月) + 調整率 (円/月) = 当月納入価格 (円/月)

<参考>
当月納入価格 (円/月)



<p>新斎苑の火葬炉の燃料につきましては、プロパンガスの年間消費量が下記のとおり大量であると想定されることから、バルク貯槽にバルクローリで直接プロパンガスを充填する供給方式を利用し、序用各種燃料調達価格のプロパンガス価格よりも安価で、同調達価格の灯油価格と同水準に近づける供給契約の提案を奈良市プロパンガス販売商業協同組合（以下、「組合」という）より受けております。</p> <p>つきましては、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として、下記のとおり随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）による契約としてよろしいか伺います。</p> <p>なお、炉の耐用年数や株式会社まほろばの社と締結している維持管理・運営業務委託契約の契約期間や供用開始前の開業準備期間などを総合的に勘案し、供給面及び価格面において燃料を安定的に調達し火葬場を効率的に運営するため、長期継続契約の契約期間を下記のとおり定めることとしてよろしいか併せて伺います。</p>
記
<p>■契約の名称： 火葬場燃料供給契約書</p> <p>■納入場所： 奈良市斎苑 献立ちの社</p> <p>■契約方法： 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p> <p>■相手方選定の理由： 上記組合は、中小企業等協同組合法の規定に基づき奈良市内のプロパンガス販売事業者により設立された協同組合であり、また、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）において地方公共団体は中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施設を講じるよう求められていることから、同組合が本契約の相手方に最適と考えるため。</p>

<p>■契約期間： 令和4年3月1日から令和19年3月31日まで</p> <p style="text-align: center;">（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）</p> <p>■執行予定額： 令和3年度執行予定額 140,000円</p> <p style="text-align: center;">契約期間全体の執行予定額 420,119,940円</p> <p>※火葬炉年間ガス使用量</p> <p style="text-align: center;">想定年間火葬炉稼働数：5,400回（16年間の平均死亡者数4,706件÷動物火葬700回）</p> <p style="text-align: center;">火葬1件あたりのプロパンガス使用量：38.62kg</p> <p style="text-align: center;">①プロパンガス年間使用量 38.62kg×5,400回=208,548kg/年</p> <p style="text-align: center;">②年間想定燃料費 208,548kg×134.3円（2022年1月単価）=28,007,996円</p> <p>■予算額（令和3年度）： 140,000円</p> <p>■予算区分： 現年</p> <p>■会計区分： 一般会計</p> <p style="text-align: center;">款） 衛生費</p> <p style="text-align: center;">項） 保健衛生費</p> <p style="text-align: center;">目） 墓地火葬場費</p> <p style="text-align: center;">小事業） 課事務経費</p> <p style="text-align: center;">節） 需用費</p> <p style="text-align: center;">細節） 燃料費</p>

予定価格調書(単価)

予定価格

件名	単位	予定価格(単価)			
		千	円	拾	銭
(Blank area for price entry)					

入札書比較価格

件名	単位	入札書比較価格(単価)			
		千	円	拾	銭
プロパンガス 従量料金	円	1	3	4	4

(注)入札書比較価格は、予定価格の110分の100に相当する金額を記入すること。

4年2月1日

予定価格決定者 役職名 齋苑管理課長

氏名 上田 泰



予定価格の算定について

1.契約課による庁内各種燃料調達価格の予定価格
 ※日本LPガス協会が公表するLPガス価格推移を参考に契約課が決定

協定価格におけるLPガス価格推移

年度	LPガス協会				LPガス協会				LPガス協会				LPガス協会			
	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン	プロパン
2018年	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00
2019年	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00
2020年	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00
2021年	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00	18.00

※日本LPガス協会・・・LPガスの輸入、生産事業者等によって構成された団体。1969年(昭和43年)6月にLPガス生産輸入協議会として創立された後、1969年10月(昭和44年)に「日本LPガス協会」に名称を変更し、現在会員会社10社によって運営されている。

2.新斎苑の火葬場燃料供給契約の予定価格
 ※庁内各種燃料調達価格のプロパン価格よりも安価で同調達価格の灯油価格と同水準に近づける供給契約とするため、予定価格の算出は下記の3点を参考とする。

- ①日本LPガス協会ホームページで公表するLPガス価格推移
- ②庁内各種燃料調達価格 プロパンガス基本料金及び単価(301m³~)
- ③庁内各種燃料調達価格 灯油(小型ローリー)

<月間想定燃料費>

- ①プロパンガス(LPガス協会 2021年12月)
 - 月間燃料費 18,094.5kg × 327.905円/kg = 5,933,277円
- ②プロパンガス(調達価格 令和4年1月)
 - 月間火葬炉稼働数 5,400回/12 = 450回
 - プロパンガス月間使用量 450回 × 20m³/回 = 9,000m³
 - 月間燃料費 9,000m³ × 360円/m³ = 3,240,000円
- ③灯油(調達価格 令和4年1月)
 - 灯油月間使用量 450回 × 53ℓ/回 = 23,850ℓ
 - 月間燃料費 23,850ℓ × 102円/ℓ = 2,432,700円

従って、灯油価格③と同水準にするためには以下の価格設定が必要
 灯油 = プロパンガス従量料金単価 134.44円

$2432700円 ÷ 18094.5kg = 134.44円/kg$

32 爆発防止用ボイラー灯油の年間使用量、金額及び1ℓ当たりの金額の推移（過去5年）

環境部 環境清美工場

	令和4年度			令和3年度			令和2年度			平成31年度			平成30年度		
	使用量 (ℓ)	単価(円) 税抜き	金額(円) 税込み	使用量 (ℓ)	単価(円) 税抜き	金額(円) 税込み	使用量 (ℓ)	単価(円) 税抜き	金額(円) 税込み	使用量 (ℓ)	単価(円) 税抜き	金額(円) 税込み	使用量 (ℓ)	単価(円) 税抜き	金額(円) 税込み
4月	20,000	88	1,936,000	30,000	71	2,343,000	30,000	54	1,782,000	20,000	73	1,576,800	20,000	68	1,468,800
5月	20,000	85	1,870,000	30,000	72	2,376,000	20,000	47	1,034,000	30,000	76	2,462,400	20,000	73	1,576,800
6月	20,000	90	1,980,000	10,000	75	825,000	20,000	49	1,078,000	30,000	72	2,332,800	10,000	73	788,400
7月	30,000	87	2,871,000	20,000	77	1,694,000	20,000	52	1,144,000	30,000	71	2,300,400	20,000	73	1,576,800
8月	20,000	85	1,870,000	30,000	78	2,574,000	20,000	55	1,210,000	20,000	69	1,490,400	10,000	73	788,400
9月	20,000	85	1,870,000	10,000	78	858,000	20,000	55	1,210,000	20,000	69	1,490,400	30,000	73	2,365,200
10月	30,000	85	2,805,000	20,000	84	1,848,000	20,000	54	1,188,000	30,000	69	2,277,000	20,000	82	1,771,200
11月	30,000	85	2,805,000	10,000	86	946,000	20,000	54	1,188,000	20,000	71	1,562,000	20,000	79	1,706,400
12月	30,000	85	2,805,000	20,000	81	1,782,000	30,000	57	1,881,000	30,000	73	2,409,000	30,000	79	2,559,600
1月	30,000	85	2,805,000	30,000	86	2,838,000	20,000	60	1,320,000	20,000	76	1,672,000	20,000	66	1,425,600
2月	10,000	85	935,000	10,000	89	979,000	10,000	64	704,000	10,000	72	792,000	10,000	68	734,400
3月	20,000	85	1,870,000	10,000	91	1,001,000	20,000	71	1,562,000	20,000	66	1,452,000	30,000	70	2,268,000
合計	280,000		26,422,000	230,000		20,064,000	250,000		15,301,000	280,000		21,817,200	240,000		19,029,600

3.3 直近10年以内に供用開始している火葬場に関する資料（奈良市を含む）

- ・年間利用件数 ・燃料種別 ・燃料使用量(年間) ・燃料代(年間)
- ・燃料使用量(一人当たり) ・火葬炉メーカー

市民部 斎苑管理課

自治体名 (火葬場名)	年間利用件数	燃料種別	燃料使用量(年間)		燃料代(年間)		火葬炉メーカー
			燃料使用量(一人当たり)	燃料使用量(一人当たり)	燃料代(一人当たり)	燃料代(一人当たり)	
奈良市 (旅立ちの杜)	5,346件	L P G	231,979.8kg (43.4kg)	231,979.8kg (43.4kg)	36,682,193円 6,862円	36,682,193円 6,862円	(株) 宮本工業所
土浦市 (土浦市営斎場)	1,973件	都市ガス	105,368m ³ (53.4m ³)	105,368m ³ (53.4m ³)	18,501,116円 9,377円	18,501,116円 9,377円	(株) 宮本工業所
木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市 (きみさらず聖苑) ※R4.12供用開始	1,565件	都市ガス	78,726m ³ (50.3m ³)	78,726m ³ (50.3m ³)	12,862,585円 8,219円	12,862,585円 8,219円	富士建設工業(株)
小田原市 (小田原市斎場)	4,349件	灯油	186,740L (42.9L)	186,740L (42.9L)	約17,000,000円 約3,909円	約17,000,000円 約3,909円	太陽築炉工業(株)
富山市 (富山市斎場)	5,951件	灯油	270,694.6L (45.5L)	270,694.6L (45.5L)	27,765,436円 4,666円	27,765,436円 4,666円	(株) 宮本工業所
名古屋市 (名古屋市立第二斎場)	12,291件	都市ガス	999,813m ³ (81.3m ³)	999,813m ³ (81.3m ³)	127,053,840円 10,337円	127,053,840円 10,337円	太陽築炉工業(株)
岡崎市 (岡崎市斎場)	3,574件	灯油	146,891.4L (41.1L)	146,891.4L (41.1L)	14,858,000円 4,157円	14,858,000円 4,157円	太陽築炉工業(株)
津市 (いつくしみの杜)	5,919件	都市ガス	196,370m ³ (33.2m ³)	196,370m ³ (33.2m ³)	29,103,943円 4,917円	29,103,943円 4,917円	(株) コモンテックス
志摩市 (悠久苑)	968件	灯油	52,000L (53.7L)	52,000L (53.7L)	4,618,075円 4,770円	4,618,075円 4,770円	富士建設工業(株)

自治体名 (火葬場名)	年間利用件数	燃料種別	燃料使用量 (年間)	燃料代 (年間)	火葬炉メーカー
			燃料使用量 (一人当たり)	燃料代 (一人当たり)	
長浜市・米原市 (こもれび苑)	1,863件	灯油	100,364.4L (53.9L)	9,007,002円 4,835円	(株) 宮本工業所
京丹後市 (京丹後火葬場)	984件	灯油	54,500L (55.4L)	5,086,050円 5,169円	(株) 宮本工業所
泉南市・阪南市 (泉南阪南共立火葬場)	1,411件	灯油	81,750L (57.9L)	9,417,925円 6,677円	富士建設工業 (株)
明石市 (あかし斎場旅立ちの丘)	3,750件	都市ガス	218,589.9m ³ (58.3m ³)	28,709,249円 7,656円	富士建設工業 (株)
紀の川市・海南市・紀美野町 (五色台聖苑)	1,716件	灯油 : 6 炉 (H4.6~)	灯油 : 64,000L —	7,964,000円 —	(株) 宮本工業所
		L P G : 3 炉 (H26.11~)	L P G : 10,667.6m ³ —	3,764,239円 —	
倉吉市・湯梨浜町・三朝町 北栄町・琴浦町 (鳥取中部ふるさと斎場)	1,577件	L P G	82,841.7kg (52.5kg)	18,099,513円 11,477円	富士建設工業 (株)
小松島市 (小松島葬祭場)	759件	灯油	35,359.7L (46.6L)	4,465,240円 5,883円	(株) 宮本工業所
始良市 (あいら斎場悠久の杜)	1,188件	灯油	64,000L (53.9L)	8,133,400円 6,846円	(株) 宮本工業所

※年間利用件数、燃料使用量 (年間)、燃料代 (年間) は、令和4年度実績

34.各地域ふれあい会館の利用状況(月別)がわかる資料(令和4年度分)

市民部地域づくり推進課

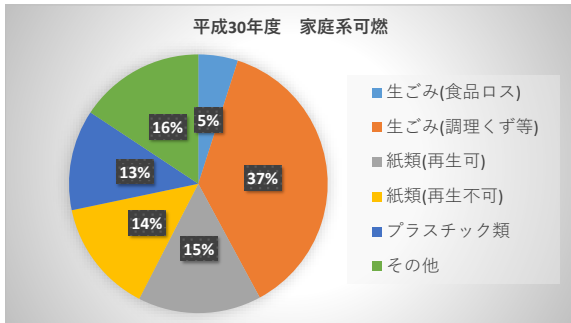
(単位:人)

会館名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
済美	880	748	976	735	820	934	966	989	813	782	914	912	10,469
柳生	21	46	36	106	3	55	38	29	24	58	37	68	521
とみの里	3,626	4,147	3,251	3,147	2,206	3,549	3,769	6,149	3,697	3,033	3,024	4,070	43,668
右京	848	802	915	791	583	857	821	758	767	673	794	913	9,522
帯解	191	114	149	155	140	222	167	147	153	158	167	422	2,185
朱雀	1,370	1,179	1,281	2,652	883	1,252	1,252	1,162	1,369	1,205	1,809	1,350	16,764
東市	863	727	575	844	749	713	783	837	647	665	706	701	8,810
左京	426	473	444	534	347	427	419	585	430	425	453	588	5,551
青和	868	587	722	685	454	610	717	681	761	631	780	680	8,176
佐保川	1,022	1,205	920	1,233	1,073	1,197	1,163	1,137	1,167	1,477	1,307	1,062	13,963
辰市	287	269	267	255	261	248	251	248	246	177	231	256	2,996
月瀬	0	20	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	48
西大寺北	990	991	1,008	904	738	1,097	1,128	1,013	984	969	1,061	1,099	11,982
佐保台	477	438	460	426	340	404	449	454	431	513	455	480	5,327
都跡	929	886	647	507	424	499	511	465	534	564	497	543	7,006
大安寺西	385	391	409	529	245	608	369	419	367	285	605	592	5,204
東里	213	130	172	191	144	202	267	125	162	101	151	144	2,002
佐保	625	544	564	844	601	890	835	2,709	998	749	741	985	11,085
伏見	299	218	335	325	186	251	310	769	434	380	380	336	4,223
明治	441	477	442	442	442	506	527	506	501	501	499	499	5,783
合計	14,761	14,392	13,573	15,305	10,639	14,521	14,742	19,182	14,513	13,346	14,611	15,700	175,285

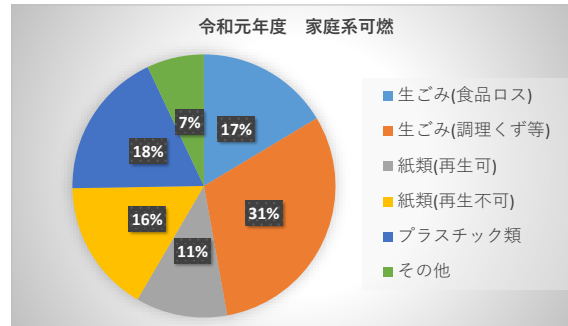
35.家庭系ごみの組成分析がわかるもの(5年分)及び事業系ごみの組成分析がわかるもの

環境部廃棄物対策課

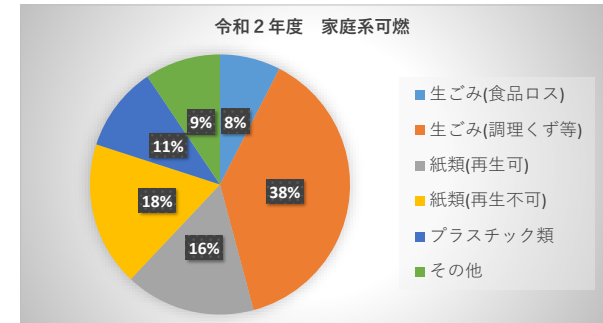
平成30年度家庭系可燃	重量比(%)
生ごみ(食品ロス)	5.0
生ごみ(調理くず等)	37.2
紙類(再生可)	15.4
紙類(再生不可)	14.2
プラスチック類	12.6
その他	15.7



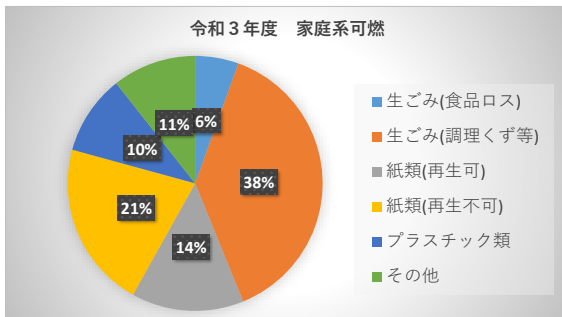
令和元年度家庭系可燃	重量比(%)
生ごみ(食品ロス)	16.4
生ごみ(調理くず等)	30.8
紙類(再生可)	11.3
紙類(再生不可)	16.3
プラスチック類	18.2
その他	7.0



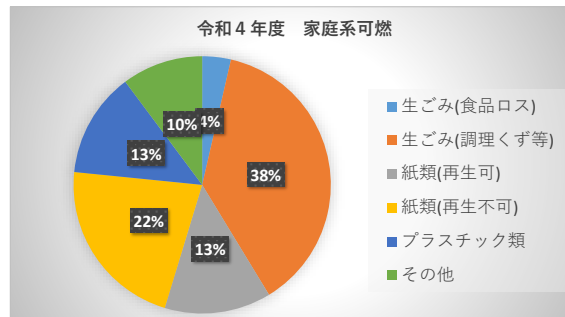
令和2年度家庭系可燃	重量比(%)
生ごみ(食品ロス)	7.6
生ごみ(調理くず等)	38.3
紙類(再生可)	16.2
紙類(再生不可)	18.0
プラスチック類	10.6
その他	9.4



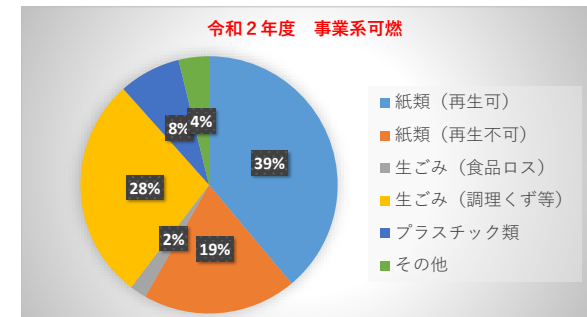
令和3年度家庭系可燃	重量比(%)
生ごみ(食品ロス)	5.5
生ごみ(調理くず等)	38.4
紙類(再生可)	14.2
紙類(再生不可)	21.2
プラスチック類	10.1
その他	10.6



令和4年度家庭系可燃	重量比(%)
生ごみ(食品ロス)	3.6
生ごみ(調理くず等)	37.7
紙類(再生可)	13.4
紙類(再生不可)	21.9
プラスチック類	13.2
その他	10.2



令和2年度事業系可燃	重量比(%)
紙類(再生可)	38.9
紙類(再生不可)	19.3
生ごみ(食品ロス)	2.1
生ごみ(調理くず等)	28.1
プラスチック類	7.8
その他	3.8



36. プラスチック製容器包装の回収量と再商品化事業者に引き渡された量とその割合がわかるもの（5年分）

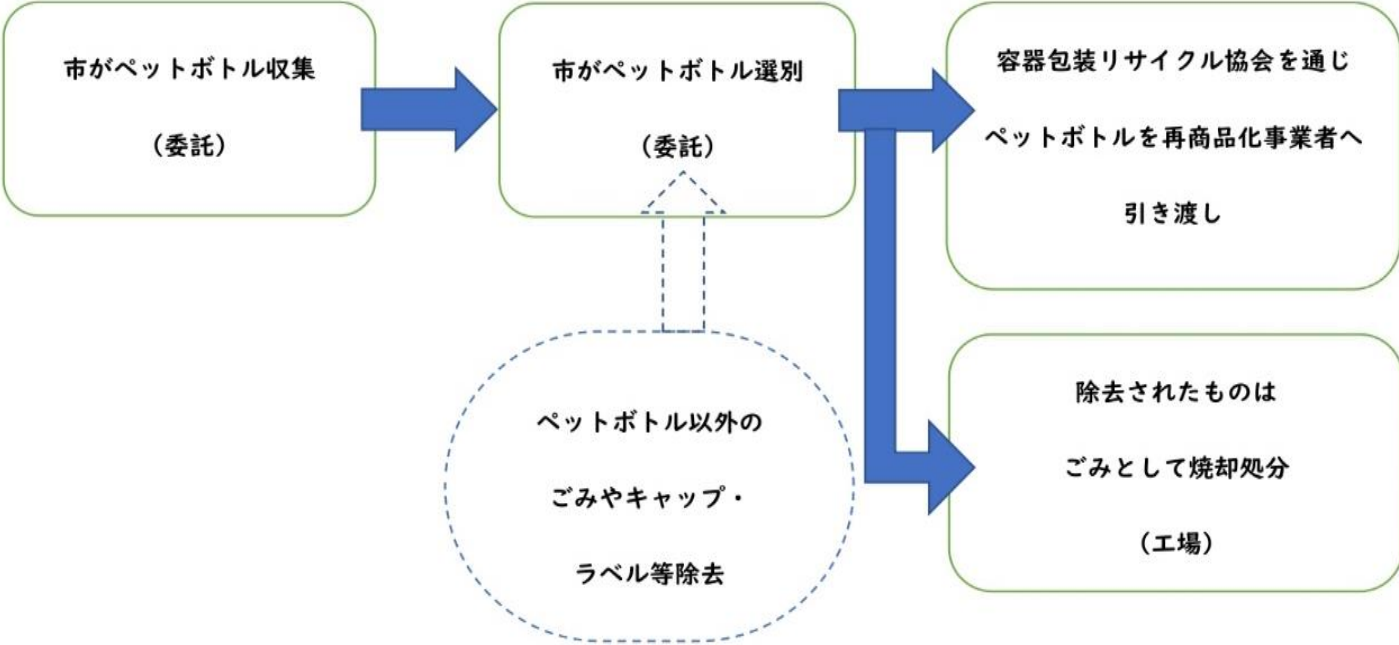
環境部廃棄物対策課

年度	回収量 (t) A	再商品化事業者に 引き渡された量 (t) B	割合 (%) B/A
平成30年度	4104.67	3253.95	79.3
令和元年度	4133.06	3272.56	79.2
令和2年度	4293.48	3366.82	78.4
令和3年度	4220.84	3381.80	80.1
令和4年度	4123.98	3383.71	82.0

37. 再商品化事業者へ引き渡されたペットボトルの量（5年分）とその流れがわかるもの

環境部廃棄物対策課

年度	引渡量 (t)
平成30年度	462.6
令和元年度	453.7
令和2年度	484.7
令和3年度	488.8
令和4年度	493.3



ペットボトルは再商品化事業者へ引き渡した量のみ（R5年度まではすべて容器包装リサイクル協会ルートで引き渡し）

38 マイナンバーカード制度開始以降の年度ごとの申請数、交付数、紛失届数、返納届数、及び最新の未交付数、年齢別保有枚数率

市民部 市民課

(単位：件)

	平成27年度 (※1)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (※2)
申請数	29,530	13,253	7,830	9,298	14,679	83,679	35,693	99,019	8,934
交付数	6,937	26,927	8,423	8,403	12,447	56,902	54,193	72,213	27,135
紛失届数 (焼失・盗難等)	0	47	89	110	227	330	504	827	396
返納届数 (写真変更・自主返納等)	0	25	48	22	8	14	21	38	85

(※1) 平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始

(※2) 令和5年8月末時点

(単位：件)

最新（令和5年9月11日）のマイナンバーカードの未交付数
5,765

令和5年9月1日時点

年齢別保有枚数率

年齢	住民数 (人)	保有枚数 (枚)	保有枚数率
0	1,882	617	32.8%
1	2,046	1,349	65.9%
2	2,166	1,495	69.0%
3	2,278	1,618	71.0%
4	2,408	1,724	71.6%
5	2,478	1,787	72.1%
6	2,553	1,848	72.4%
7	2,748	1,990	72.4%
8	2,768	2,026	73.2%
9	2,762	1,962	71.0%
10	2,841	2,044	71.9%
11	2,850	2,031	71.3%
12	2,921	2,079	71.2%
13	3,010	2,109	70.1%
14	2,906	2,060	70.9%
15	3,024	2,159	71.4%
16	3,019	2,180	72.2%
17	3,054	2,243	73.4%
18	3,072	2,324	75.7%
19	3,202	2,485	77.6%
20	3,434	2,695	78.5%
21	3,451	2,610	75.6%
22	3,516	2,641	75.1%
23	3,211	2,369	73.8%
24	3,182	2,264	71.2%
25	3,060	2,170	70.9%
26	2,940	2,058	70.0%
27	2,899	2,046	70.6%

年齢	住民数 (人)	保有枚数 (枚)	保有枚数率
28	2,833	2,043	72.1%
29	2,849	2,090	73.4%
30	3,045	2,261	74.3%
31	2,975	2,227	74.9%
32	3,045	2,256	74.1%
33	3,053	2,268	74.3%
34	3,275	2,490	76.0%
35	3,421	2,527	73.9%
36	3,588	2,656	74.0%
37	3,603	2,682	74.4%
38	3,736	2,757	73.8%
39	3,931	2,889	73.5%
40	3,934	2,901	73.7%
41	3,927	2,888	73.5%
42	4,014	2,957	73.7%
43	4,071	3,001	73.7%
44	4,169	3,118	74.8%
45	4,494	3,386	75.3%
46	4,527	3,418	75.5%
47	4,937	3,673	74.4%
48	5,174	3,816	73.8%
49	5,582	4,131	74.0%
50	5,807	4,271	73.5%
51	5,718	4,203	73.5%
52	5,541	4,112	74.2%
53	5,419	4,040	74.6%
54	5,392	3,942	73.1%
55	5,393	3,987	73.9%

年齢	住民数 (人)	保有枚数 (枚)	保有枚数率
56	5,187	3,913	75.4%
57	4,147	3,177	76.6%
58	5,046	3,797	75.2%
59	4,778	3,691	77.2%
60	4,657	3,651	78.4%
61	4,460	3,537	79.3%
62	4,121	3,318	80.5%
63	4,267	3,434	80.5%
64	4,396	3,541	80.6%
65	4,287	3,463	80.8%
66	4,080	3,329	81.6%
67	4,333	3,553	82.0%
68	4,484	3,681	82.1%
69	4,302	3,524	81.9%
70	4,737	3,835	81.0%
71	4,963	3,983	80.3%
72	5,330	4,312	80.9%
73	5,632	4,592	81.5%
74	6,439	5,185	80.5%
75	6,377	5,165	81.0%
76	5,794	4,675	80.7%
77	3,342	2,673	80.0%
78	3,790	2,972	78.4%
79	4,647	3,648	78.5%
80	4,269	3,309	77.5%
81	4,467	3,413	76.4%
82	4,030	3,048	75.6%
83	3,511	2,597	74.0%

年齢	住民数 (人)	保有枚数 (枚)	保有枚数率
84	2,850	2,059	72.2%
85	2,834	1,971	69.5%
86	2,732	1,880	68.8%
87	2,655	1,747	65.8%
88	2,157	1,380	64.0%
89	1,884	1,108	58.8%
90	1,641	948	57.8%
91	1,346	701	52.1%
92	1,232	603	48.9%
93	954	442	46.3%
94	759	316	41.6%
95	591	244	41.3%
96	472	164	34.7%
97	357	110	30.8%
98	236	59	25.0%
99	140	37	26.4%
100	119	22	18.5%
101	81	18	22.2%
102	37	6	16.2%
103	30	6	20.0%
104	8	2	25.0%
105	15	2	13.3%
106	2	0	0.0%
107	2	0	0.0%
109	1	0	0.0%
110	1	0	0.0%
111	1	0	0.0%
総計	350,144	260,814	74.5%

39. 地域自治協議会の進捗の詳細がわかるもの

- ・地域自治協議会の認定状況
- ・地域自治協議会への交付金の状況

市民部 地域づくり推進課

(1) 地域自治協議会の認定状況

ブロック	地区名	設立	一括交付	認定年月日	取組状況	活動拠点
中部Ⅰ (5地区)	飛鳥	●		R3.7.19	R2準備金交付	旧子ども発達センター
	済美	●	○	R1.7.19	H30準備金交付	済美地域ふれあい会館
	済美南	●	○	R1.7.19	H30準備金交付	春日公民館済美南分館
	鼓阪					
	佐保	●	○	R1.7.19	H30準備金交付	佐保地域ふれあい会館
中部Ⅱ (4地区)	青山					
	樺井					
	大宮	●	○	R1.6.18	H30準備金交付	三笠公民館(旧管理人室)
	佐保川					
南部 (6地区)	大安寺西	●	○	R1.6.18	H30準備金交付	大安寺西地域ふれあい会館
	東市					
	明治	●	○	R3.4.12	R2準備金交付	明治地域ふれあい会館
	辰市					
	帯解					
西南部Ⅰ (7地区)	精華					
	大安寺					
	伏見					
	伏見南					
	西大寺北	●		R5.7.5	準備金交付なし	西大寺北地域ふれあい会館
	六条校区	▲			H30準備金交付	
	あやめ池					
西南部Ⅱ (4地区)	都跡					
	平城	▲			H30準備金交付	
	学園南	●	○	R1.6.18	H30準備金交付	近鉄学園前駅南地区再開発ビル1階会議室
	富雄南	▲			H30準備金交付	
	奈良帝塚山	●		R2.8.14	R1準備金交付	旧富雄第三幼稚園の一室
学園三碓						

ブロック	地区名	設立	一括交付	認定年月日	取組状況	活動拠点
西北部Ⅰ (4地区)	登美ヶ丘					
	東登美ヶ丘					
	平城西	●	○	R1.7.19	H30準備金交付	旧平城西幼稚園(職員室)
	鶴舞	▲			H30準備金交付	
西北部Ⅱ (4地区)	二名	●		R1.7.19	H30準備金交付	旧二名公民館西登美ヶ丘分館
	青和					
	富雄					
東部 (6地区)	鳥見					
	田原	●		R5.8.24	R4準備金交付	田原ふる里ほっとステーション
	柳生					
	大柳生					
	東里					
北部 (5地区)	狭川					
	月ヶ瀬					
	神功					
	右京					
都祁 (4地区)	朱雀	●	○	R1.7.19	H30準備金交付	朱雀地域ふれあい会館
	左京	●	○	R1.6.18	H30準備金交付	左京地域ふれあい会館
	佐保台	●	○	R1.6.18	H30準備金交付	佐保台地域ふれあい会館
都祁 (4地区)	並松					
	吐山					
	都祁					
	六郷					

- 協議会設立済…16地区
- ▲ 準備会設立済…4地区

(2) 地域自治協議会の交付金の状況

●算出基礎

・地域づくり一括交付金（令和2年度までは①のみ）

①運営及び自主的、自立的なまちづくり（旧・立ち上がり支援交付金）

区域内人口	交付額
2,000人以下	400,000円
2,001～5,000人	450,000円
5,001～10,000人	500,000円
10,001～15,000人	550,000円
15,001人以上	600,000円

②地域活動推進

15万円+50円×自治会加入世帯+25円×自治会未加入世帯

③自主防災・防犯活動

区域内世帯数	交付額
999世帯以下	270,000円
1,000～2,999世帯	360,000円
3,000～4,999世帯	450,000円
5,000世帯以上	540,000円

・地域自治協議会準備交付金

1地区30万円（一回限り）

（単位：円）

地区名	団体名	R5.4.1時点		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度					令和4年度				令和5年度							
		人口	世帯数	加入世帯	未加入世帯	準備金	準備金	立上支援	準備金	立上支援	準備金	一括交付金				準備金	一括交付金			準備金	一括交付金					
												①立上支援	②地域活動	③自主防	交付金額計		①運営等	②地域活動	③自主防		交付金額計	①運営等	②地域活動	③自主防	交付金額計	
1	飛鳥地区	あすか地域自治協議会	12,490	6,268	4,317	1,951	—	—	—	300,000	—	—	550,000	—	—	550,000	—	550,000	—	—	550,000	—	550,000	—	—	550,000
2	済美地区	済美地区地域自治協議会	12,415	6,394	3,973	2,421	300,000	—	550,000	—	550,000	—	550,000	409,925	540,000	1,499,925	—	550,000	409,950	540,000	1,499,950	—	550,000	409,175	540,000	1,499,175
3	済美南地区	済美南地区自治協議会	5,155	2,709	1,974	735	300,000	—	500,000	—	500,000	—	500,000	267,975	360,000	1,127,975	—	500,000	266,750	360,000	1,126,750	—	500,000	267,075	360,000	1,127,075
4	佐保地区	佐保地域自治協議会	11,009	5,650	4,786	864	300,000	—	550,000	—	550,000	—	550,000	410,225	540,000	1,500,225	—	550,000	409,525	540,000	1,499,525	—	550,000	410,900	540,000	1,500,900
5	大宮地区	大宮地区自治協議会	13,498	7,411	4,011	3,400	300,000	—	550,000	—	550,000	—	550,000	437,800	540,000	1,527,800	—	550,000	435,450	540,000	1,525,450	—	550,000	435,550	540,000	1,525,550
6	大安寺西地区	大安寺西川辺のまちづくり協議会	10,524	5,102	2,712	2,390	300,000	—	550,000	—	550,000	—	550,000	346,925	540,000	1,436,925	—	550,000	345,925	540,000	1,435,925	—	550,000	345,350	540,000	1,435,350
7	明治地区	明治地区自治協議会	8,871	4,211	2,561	1,650	—	—	—	300,000	—	—	496,228	—	—	496,228	—	500,000	318,850	450,000	1,268,850	—	500,000	319,300	450,000	1,269,300
8	西大寺北地区	西大寺北地域自治協議会	7,375	3,723	2,306	1,417	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500,000	—	—	500,000
9	学園南地区	学園南地域自治協議会	2,433	1,093	849	244	300,000	—	450,000	—	450,000	—	450,000	197,775	360,000	1,007,775	—	450,000	198,950	360,000	1,008,950	—	450,000	198,550	360,000	1,008,550
10	奈良帝塚山地区	奈良帝塚山地域自治協議会	7,842	3,557	2,733	824	—	300,000	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000
11	平城西地区	平城西地域自治協議会	4,579	1,993	1,473	520	300,000	—	450,000	—	450,000	—	450,000	235,000	360,000	1,045,000	—	450,000	236,400	360,000	1,046,400	—	450,000	236,650	360,000	1,046,650
12	二名地区	二名地域自治協議会	7,538	3,246	2,851	395	300,000	—	500,000	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000
13	田原地区	田原地域自治協議会	1,502	724	502	222	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300,000	—	—	—	—	—	申請予定	—	—	—
14	朱雀地区	朱雀地区まちづくり協議会	6,463	2,874	2,021	853	300,000	—	500,000	—	500,000	—	500,000	271,950	360,000	1,131,950	—	500,000	272,300	360,000	1,132,300	—	500,000	272,375	360,000	1,132,375
15	左京地区	左京地区地域協議会	6,001	2,510	1,514	996	300,000	—	500,000	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000	—	500,000	250,650	360,000	1,110,650	—	500,000	250,600	360,000	1,110,600
16	佐保台地区	佐保台地区地域自治協議会	3,302	1,523	870	653	300,000	—	450,000	—	450,000	—	450,000	—	—	450,000	—	450,000	—	—	450,000	—	450,000	209,825	360,000	1,019,825
17	六条校区	未設立	14,267	6,711	4,994	1,717	300,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18	平城地区	未設立	20,124	8,916	5,875	3,041	300,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
19	富雄南地区	未設立	11,927	5,405	3,851	1,554	300,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
20	鶴舞地区	未設立	6,787	3,385	2,008	1,377	300,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
						4,500,000	300,000	5,550,000	600,000	6,050,000	0	7,096,228	2,577,575	3,600,000	13,273,803	300,000	7,100,000	3,144,750	4,410,000	14,654,750	0	7,600,000	3,355,350	4,770,000	15,725,350	

※ 余剰金3,772円戻入後の金額を記載

40 男女共同参画センターでの女性相談の詳細がわかるもの（5年分）相談件数・相談内容・相談員の数など

市民部 共生社会推進課

相談件数・相談内容

(件)

		令和4年度				令和3年度				令和2年度				令和元年度				平成30年度			
		センター	西部	北部	全体	センター	西部	北部	全体	センター	西部	北部	全体	センター	西部	北部	全体	センター	西部	北部	全体
相談内容	①生き方	23	9	3	35	104	5	1	110	261	63	0	324	186	94	62	342	169	157	54	380
	②夫婦	46	21	9	76	164	23	2	189	277	74	0	351	113	49	24	186	105	126	34	265
	③高齢者	24	9	9	42	21	4	0	25	75	22	0	97	51	26	20	97	24	8	19	51
	④障がい者	3	0	0	3	10	0	0	10	12	3	0	15	6	0	0	6	2	0	1	3
	⑤家族	228	71	44	343	307	57	9	373	212	68	0	280	200	105	43	348	176	146	59	381
	⑥人間関係	136	29	27	192	208	17	5	230	177	48	0	225	133	55	44	232	163	124	59	346
	⑦性	2	0	0	2	6	0	0	6	1	1	0	2	10	4	1	15	2	0	4	6
	⑧身体	70	9	11	90	60	11	0	71	63	7	0	70	56	15	2	73	31	15	13	59
	⑨精神保健	134	4	11	149	98	3	4	105	126	5	0	131	68	6	6	80	42	13	4	59
	⑩くらし	1,275	279	190	1,744	1,030	198	45	1,273	852	166	0	1,018	648	222	74	944	630	24	34	688
	⑪仕事	79	23	20	122	92	19	4	115	162	38	0	200	111	41	25	177	85	32	30	147
	⑫法律	5	2	1	8	9	2	0	11	21	4	0	25	29	13	5	47	43	8	3	54
	⑬その他	5	3	0	8	12	2	0	14	19	2	0	21	15	8	1	24	20	4	6	30
	小計	2,030	459	325	2,814	2,121	341	70	2,532	2,258	501	0	2,759	1,626	638	307	2,571	1,492	657	320	2,469

※新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、令和2年3月～令和3年12月まで北部会館での相談業務は休止。令和3年9月～令和3年11月まで、西部会館での相談業務は休止

相談員数

令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
4月1日～3月31日	3人	4月1日～8月31日	3人	4月1日～3月31日	3人	4月1日～3月31日	3人	4月1日～3月31日	3人
		9月1日～11月14日	2人						
		11月15日～3月31日	3人						

41 大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）へ行った処分委託費と運搬委託費
（廃棄物名称、トン数、金額、過去10年）

環境部 環境清美工場

【処分委託費】		年度	R4年度	R3年度	R2年度	H31年度	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	H25年度
ばいじん処理物	トン数		1,112	1,095	1,379	1,571	1,720	1,915	2,740	2,487	2,495	2,502
	金額(円)		12,354,320	12,165,450	15,320,690	17,299,886	18,761,760	17,372,880	24,857,280	22,562,064	17,134,848	17,601,570
焼却灰（非鉄）	トン数		1,323	1,667	2,362	2,314	2,022	1,711	2,041	1,724	2,262	2,789
	金額(円)		14,698,530	19,620,260	26,241,820	25,457,252	22,055,976	15,522,192	18,515,952	15,640,128	17,286,804	19,620,615

【運搬委託費】		年度	R4年度	R3年度	R2年度	H31年度	H30年度	H29年度	H28年度	H27年度	H26年度	H25年度
ばいじん処理物	トン数		1,112	1,095	1,379	1,571	1,720	1,915	2,740	2,487	2,495	2,502
	金額(円)		5,512,957	5,686,476	6,836,662	7,719,856	8,371,240	9,320,305	13,335,580	12,104,229	12,514,920	12,800,232
焼却灰（非鉄）	トン数		1,323	1,677	2,362	2,314	2,022	1,711	2,041	1,724	2,262	2,789
	金額(円)		5,209,974	6,954,508	9,301,556	9,037,565	7,817,052	6,614,726	7,890,506	6,664,984	9,016,332	11,911,819

42. 奈良市環境清美工場の大規模修繕に際し、循環型社会形成推進交付金制度に照らした場合の交付要件と交付割合がわかる資料

環境部 環境清美工場

【循環型社会形成推進交付金制度に照らした場合に、交付対象になると想定される事業】

廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

【交付要件】

あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%相当以上削減されるもの又は整備する施設に関して、災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えるもの、事業実施後は全連続運転を行うものであって、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。

【交付割合】 1/3

循環型社会形成推進交付金交付要綱、及び同交付金交付取扱要領から抜粋

(なお、循環型社会形成推進交付金は、長期間の運用を目的に既存設備からの機能向上を図る基幹的設備改良工事に対して交付される制度となっている。今回、環境清美工場で実施する大規模改修工事は、現設備の機能維持や焼却能力の回復を図るべく実施するものであり、機能の向上や付加機能の設置といった内容ではないことから、国の交付金の対象にはならない)

43. 奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会の開催実績について

市民部 地域づくり推進課

年度	開催日	主な議題
平成28年度	平成28年5月30日	・地域自治協議会ガイドライン、検討課題等について
	平成28年8月1日	・地域自治協議会ガイドライン、地域に関わる事業等について
平成30年度	平成31年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治協議会の取組状況の情報共有 ・拠点施設の整備について ・地域自治協議会の設立に向けた支援について
令和元年度	令和2年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の改正について ・各種団体交付金の一本化について ・行政提案事業・地域提案事業について ・拠点施設の整備について ・地域づくりコーディネーターについて
令和2年度	令和3年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市自治連合会地域自治協議会検討委員会からの取組説明 (奈良市自治連合会長及び地域自治協議会検討委員会正副委員長出席) ・各種団体交付金の一本化について ・行政提案事業、地域提案事業について
令和3年度	令和3年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治協議会の設立4年目以降の支援について ・地域提案事業について ・地域づくりコーディネーターへの対応について
令和4年度	令和5年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治協議会の概要について ・奈良市自治連合会地域自治協議会検討委員会からの状況報告 (奈良市自治連合会長及び地域自治協議会検討委員会委員長出席) ・地域自治協議会の推進に向けた取組について

44. 市民参画及び協働によるまちづくりの推進にかかわる庁内研修の実施実績について
平成21年度～令和5年度年度別

市民部 地域づくり推進課

年度	日程	対象	テーマ・内容	形式	講師
平成21年度	7月24日	課長級	市民参画及び協働によるまちづくり推進計画と協働について	講義形式	中川幾郎(帝塚山大学大学院法政策研究科・帝塚山大学法政策学部教授)
	8月18日	課長補佐級		講義形式	新川達郎(同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授)
	10月1日	係長級		講義形式	井上芳恵(龍谷大学 地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センター支援室博士研究員)
	10月5日			講義形式	中川幾郎(帝塚山大学大学院法政策研究科・帝塚山大学法政策学部教授)
	11月30日	部長・次長・参事・主幹・係長級		講義形式	中川幾郎(帝塚山大学大学院法政策研究科・帝塚山大学法政策学部教授)
平成22年度	8月16日	一般職	NPOと新しい公共の概念、行政とNPOの協働の必要性について	講義形式	秋葉武(立命館大学 産業社会学部准教授)
	8月17日			講義形式	新川達郎(同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授)
	8月23日	係長級		講義形式	澤井勝(奈良女子大学 名誉教授)
	8月30日	主幹級以上		講義形式	中川幾郎(帝塚山大学大学院法政策研究科・帝塚山大学法学部教授)
	9月2日	係長級		講義形式	井上芳恵(龍谷大学 地域人材・公共政策開発システムオープン・リサーチ・センター支援室博士研究員)
	9月14日	一般職		講義形式	澤井勝(奈良女子大学 名誉教授)
	9月15日			講義形式	中川幾郎(帝塚山大学大学院法政策研究科・帝塚山大学法学部教授)
	9月16日			講義形式	中川幾郎(帝塚山大学大学院法政策研究科・帝塚山大学法学部教授)
	10月26日	主幹級以上		講義形式	中川幾郎(帝塚山大学大学院法政策研究科・帝塚山大学法学部教授)
10月28日	課長補佐級	講義形式	中川幾郎(帝塚山大学大学院法政策研究科・帝塚山大学法学部教授)		
平成23年度	2月21日	係長級	NPOと新しい公共の概念、行政とNPOの協働の必要性について	講義形式	川北秀人(IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表)
	2月21日	一般職			
	2月22日	課長補佐級以上			
	2月22日	一般職			
	2月23日	一般職			
	2月23日	課長補佐級以上			

年度	日程	対象	テーマ・内容	形式	講師
平成24年度	8月28日	テーマ対象部局の係長級を中心とした職員	子ども・教育分野における協働の必要性について (市民公益活動団体の方々とともに学ぶ)	講義・グループワーク形式	川北秀人(IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表)
	8月29日	全職員(昨年度未受講者を中心に)	協働の必要性について(市民の方々とともに学ぶ)	講義形式	
	8月30日	テーマ対象部局の係長級を中心とした職員	福祉・環境・まちづくり分野における協働の必要性について (市民公益活動団体の方々とともに学ぶ)	講義・グループワーク形式	
平成25年度	8月8日	係長級	係長級職員と市民公益活動団体による市内の協働事例発表や、協働事業プランを実際に一緒に考えるワーク等	講義・グループワーク形式	川北秀人(IIHOE[人と組織と地球のための国際研究所]代表)
	8月26日	課長補佐級以上	市民や市民公益活動団体、企業などの協働の必要性や、先進市の協働の実態や現状、協働にあたっての組織の課題の解決、管理職職員に求められる役割などについて	講義形式	深尾昌峰(龍谷大学政策学部 准教授)
	8月27日				
平成26年度	9月16日	課長補佐級以下	地域自治協議会の仕組みや政策について	講義形式	中川幾郎(帝塚山大学名誉教授)
			ファシリテーション能力の養成	グループワーク形式	川中大輔(シチズンシップ共育企画代表) 川中大輔(シチズンシップ共育企画代表)
	2月2日	課長補佐級以上	地域自治協議会の仕組みや政策について	講義形式	中川幾郎(帝塚山大学名誉教授)
平成27年度	—	—	—	—	—
平成28年度	—	—	—	—	—
平成29年度	—	—	—	—	—
平成30年度	1月16日	課長補佐級	協働の必要性について、全庁的な協働推進体制の確立 庁内外におけるコーディネートの力の養成	講義・グループワーク形式	古賀桃子(ふくおかNPOセンター代表) 青海康男(いしかわ市民活動ネットワークセンター 代表理事)
	1月29日				
令和元年度	3月5日	課長補佐級	協働の必要性について、全庁的な協働推進体制の確立	講義形式	中川幾郎(帝塚山大学名誉教授)
令和2年度	—	—	—	—	—
令和3年度	2月14日	全職員(各課より1名)	協働の必要性について、全庁的な協働推進体制の確立	講義形式	中川幾郎(帝塚山大学名誉教授)
令和4年度	2月10日	課長補佐級	協働の必要性について、全庁的な協働推進体制の確立	講義形式	中川幾郎(帝塚山大学名誉教授)